

有名芸能人のSNS引用は問題ないか

## 質問

連鎖販売取引会社を経営しています。今回、有名芸能人のAさんが、当社商品（を愛用している）をSNSで投稿し、会員が色めき立っています。当社からAさんに依頼したなど、一切の関係はありません。会員は、折角の機会を有効に利用したい希望です。①会員が、SNSを利用して、Aさんの投稿画像（スクリーンショット）や、「その方が愛用している」という事実を拡散したいと言っていますが、それはしても良いでしょうか。Aさんの投稿が事実であれば問題ないと思いますが、②各種SNSの「引用」機能を利用して「引用投稿」する行為はどうかでしょうか。③仮に違反があった場合、それはあくまで会員の問題で、会社は無関係といえるでしょうか。

（連鎖販売取引会社社長）

## 回答

① SNS上の投稿画像（スクリーンショット）や、文章などの、SNS上のコンテンツを無断で掲載することは、「著作権侵害」となります。掲載には著作権者（写真を撮影したり文章を書いた人）つまりAさんの許諾が必要となります。画像が、商品だけでなく本人本人が写っていないか、著作権侵害となります。

また、「Aさんが」SNS上で投稿しているという事実を紹介して、拡散する行為は、よく行われています。た

だ、気付いてないか、黙認しているにすぎないと思います。著作権侵害、パブリシティ権

実際に、有名人の投稿を紹介して商品を宣伝すること

「投稿」の事実を紹介するとしても、例えばはニュースレターの中で、他の情報とともに

「引用投稿」は、SNSの利用全般に当たって、これを認める

## 拡散だけでも「パブリシティ権侵害」に

「パブリシティ」の情報として紹介するということになる点で、「パブリシティ権侵害」となる可能性があり

「引用投稿」の方法は、著作権者の承諾を得た投稿であり、著作権侵害とはなりません。また「引用投稿」

## プロフィール

1961年東京生まれ。1985年司法試験合格。

86年早稲田大学法学部卒業。88年に弁護士登録して、さらに共同法律事務所に入所し、94年より経営弁護士。第二東京弁護士会所属。現在、約170社（うちネットワークビジネス企業約90社）の企業・団体の顧問弁護士を務める。会社法に加え、一般的な法分野に加え、特定商取引法・割賦販売法・景品等表示法・知的財産法を専門分野とし、業界団体である全国直販流通協会の顧問を務める。著書に「Q&A連鎖販売取引の法律実務」（中央経済社）などがある。



侵害となる法的リスクがあり

② SNSの機能を使用した引用投稿は、SNSの利用全般に当たって、これを認める

## パブリシティ権侵害に

前提の規約となっており、投稿者が引用投稿されることも承諾の上でのSNS利用となります。

そこで「引用投稿」の方法は、著作権者の承諾を得た投稿であり、著作権侵害とはなりません。また「引用投稿」

事実そのものを引用するだけなので、パブリシティ権侵害にもならないと思います。しかし「引用投稿」に関して、コメントの記載で商品宣伝等に使用する場合には、やはりパブリシティ権侵害に該当する可能性があり、引用投稿だけに止める必要があります。

③ これらの違反は、直接的には会員の問題ですが、会社も民法上の使用者責任を問われるリスクがあります。また、会社のレギュレーション保持の点からも、主筆会社として、きちんと会員の宣伝、投稿を管理することが必要です。